

輸出関連予算 令和元年度補正予算・令和2年度 概算決定の概要 (都道府県向け)

1 G F P グローバル産地づくり推進事業 **P1～**

食料産業・6次産業化交付金のうち

2 食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備【新規】 (食産ハサップ・ハード) **P6～**

- ※ 当該事業を活用したい事業者におかれでは、早めに都道府県に申し出・相談して下さい。
- ※ 当該事業を活用する都道府県におかれでは、歳入・歳出の予算計上をお願いします。
特に、今年度のG F P グローバル産地づくり推進事業の採択産地を有する都道府県に
おかれでは、当該産地の2年目の予算を必ず計上して下さい。

農林水産省 食料産業局 輸出促進課 輸出プロジェクト室

平成30年8月末に立ち上げた「農林水産物・食品輸出プロジェクト」(GFP)を推進するため、**産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**グローバル産地**の形成を図ります。

<事業の内容> ※ 内容の詳細は変更されることがあります。

1 支援内容

相手国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善などの取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

2 事業実施主体（助成対象者）

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等

※品目や地域の実態に合わせた多様な体制で取り組むことができます。

※都道府県を通じて支援します。

※輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

3 補助率 1,000万円/年（3年間）以内の定額

4 関連事業（優先採択等の措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・食料産業・6次産業化交付金
- ・水産基盤整備事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

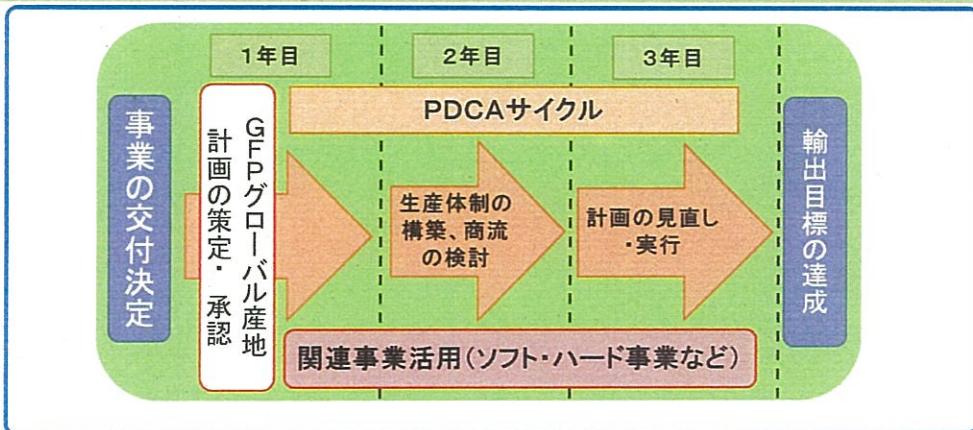
※グローバル事業を活用せずに、グローバル産地計画の承認を得て、

関連事業の優先採択等を活用することもできます。

※関連事業の活用例：青果物の長期保存技術の導入、輸出向け

機械・施設の整備、HACCP等対応の施設改修・導入、輸出に必要な認証取得支援 等

<事業イメージ>



GFPグローバル産地のイメージ



ベトナム輸出対策済みナシ畠



EU輸出対策済み棚上げ盆栽



オーガニック茶畠



対米・EU向け牛肉加工施設

GFPグローバル産地づくり推進事業における関連事業の優遇措置等（令和2年度当初）

ソフト事業

1 海外需要創出等支援対策事業 27.6億円の内数

輸出拡大が期待される分野・テーマについて海外市場の開拓・拡大への取組を支援。
(要件緩和)

2 施設認定等検査支援事業 13.5億円の内数

輸出先国規制に対応する環境整備を支援。(優先採択)

3 植物品種等海外流出防止総合対策事業 1.4億円の内数

グローバル産地で取り組もうとする新品种について、海外への流出や無断栽培を防止するため、海外における品種登録を支援。(優先採択)

4 持続的生産強化対策事業 19.4億円の内数

① 時代を拓く園芸産地づくり支援

水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を支援。(優先採択)

② 果樹農業生産力増強総合対策

果樹の労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成のため、まとまった面積での省力樹形及び機械作業体系の導入を支援(優先採択)

③ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶の改植や有機栽培等への転換、消費者・実需者ニーズの把握・商品開発等の生産から消費までの総合的な取組を支援。(優先採択)

④ 次世代国産花き産業確立推進

花き産業関係者が一体となった生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組を支援。(優先採択)

⑤ G A P拡大推進加速化

持続可能な農業構造の実現を図る観点から、国際水準GAPの取組の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援。(優先配分)

⑥ 生産体制・技術確立支援

生産者や実需者をはじめとする関係者が連携した新品种・新技術の導入促進の取組を支援。(優先採択)

5 中山間地農業ルネッサンス推進事業 2.5億円の内数

中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。(優先採択)

6 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 1.8億円の内数（補正予算）

EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証及びGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の取得や商談等の取組を支援。(優先採択)

ハード事業

1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 200億円の内数

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援。(優先採択)

2 食料産業・6次産業化交付金 23億円の内数

① 6次産業化施設整備

6次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等による加工・販売施設等の整備を支援。(優先採択)

② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設を支援。(優先枠の設定)

3 農業農村整備事業等＜一部公共＞ 4,283億円の内数

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靭化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を支援。(優先採択)

4 林業成長产业化総合対策 129億円の内数

川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。(優先採択)

5 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策 200億円の内数

輸出の可能性の高い木材製品やきのこ等の生産施設の整備を支援。(優先配分)

6 浜の活力再生・成長促進交付金 20億円の内数

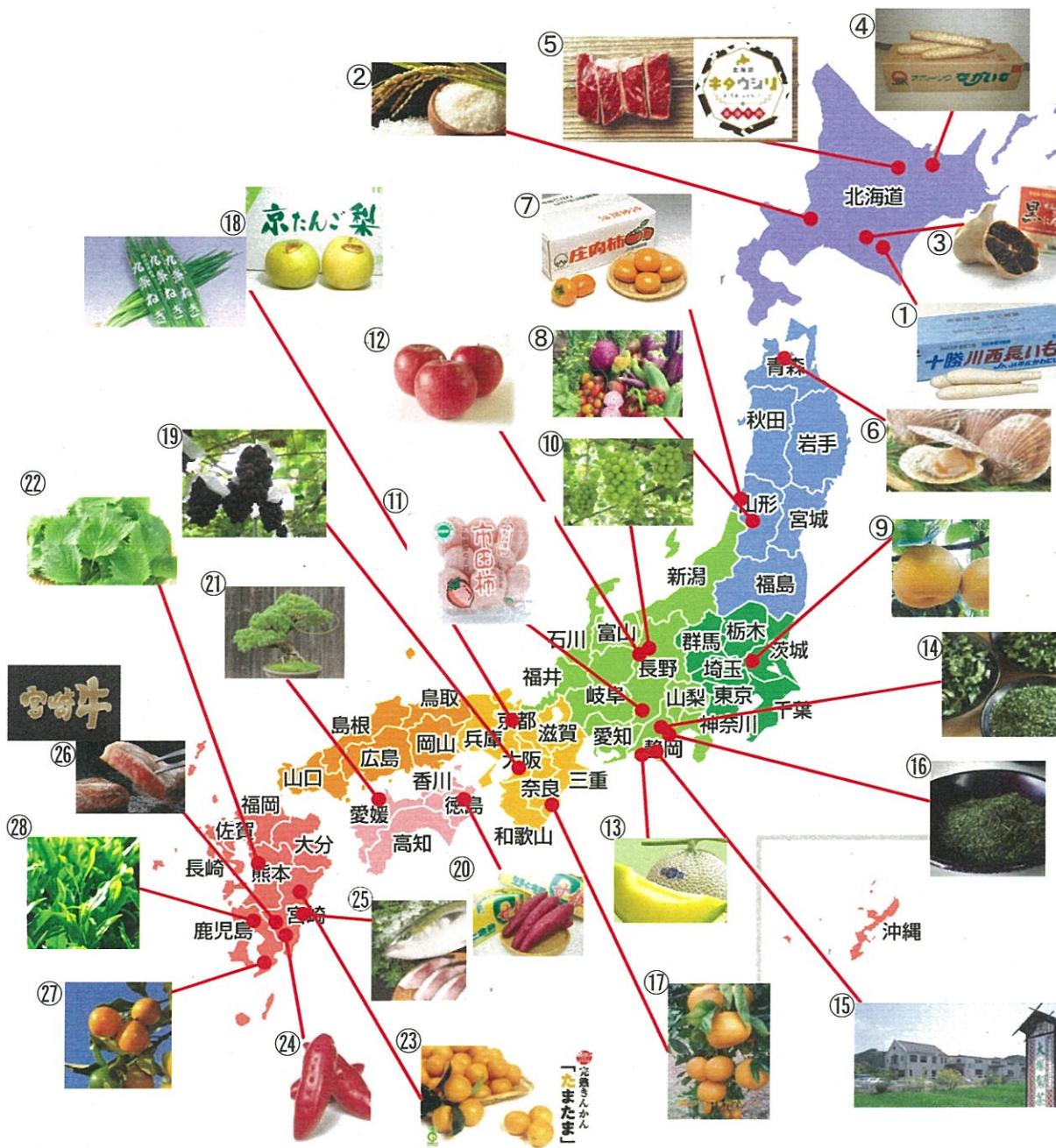
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設等の整備等を支援。(優先採択)

7 水産基盤整備事業＜公共＞ 711億円の内数

水産物集出荷機能の集約・強化や輸出促進に向けた衛生管理対策、養殖適地の確保などを支援。(優先採択)

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

令和元年度 GFPグローバル産地づくり推進事業における採択産地



都道府県	事業実施者	品目
北海道	帯広市川西農業協同組合	ながいも
	北海道産米輸出推進協議会	米
	十勝清水町農業協同組合	にんにく
	オホーツク網走農業協同組合	ながいも
	チクレン農業協同組合連合会	牛肉
青森県	青森県漁業協同組合連合会	ホタテ加工品
山形県	庄内たがわ農業協同組合 河北町 (JAさがえ西村山, 河北町商工会等)	柿 イタリア野菜
茨城県	下妻市果樹産地協議会 (下妻市果樹組合連合会, 下妻市, JA常総ひかり)	梨
長野県	ながの農業協同組合	ぶどう・りんご
	みなみ信州農業協同組合	市田柿
	あっぷるぼういす	りんご
静岡県	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	メロン
	静岡オーガニック抹茶(株) (丸山製茶(株), (株)カクニ茶藤, KAWANE抹茶(株))	有機抹茶
	大塚製茶株式会社 (株)和香園, お茶のツカサ園, 山宝園)	緑茶
	青羽根製茶生産組合茶工房たくみ (株)流通サービス, アンドティー合同会社)	GABA玉露
三重県	三重ミカン輸出産地形成プロジェクト	みかん
京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	野菜, 梨
大阪府	大阪府立環境農林水産総合研究所 (大阪府, 大阪ワイナリー協会)	ぶどう(ワイン用)
徳島県	(株)農家ソムリエーず	かんしょ
愛媛県	えひめ愛フード推進機構	盆栽, 庭木
熊本県	くまもと農業成長産業協同組合	シソ
宮崎県	みやざき「食と農」海外輸出促進協議会	きんかん
	(株)くしまアオイファーム	かんしょ
	宮崎県漁業協同組合連合会 (株)新海屋, (株)マリン大王)	養殖ぶり
	(株)ミヤチク	牛肉
鹿児島県	鹿児島県経済農業協同組合連合会	きんかん
鹿児島県	鹿児島県経済農業協同組合連合会	有機抹茶

あなたを、 生産者の 日本代表にしたい。



農林水産物・食品
輸出プロジェクト

1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



こんな方に最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：農林水産省 食料産業局 輸出促進課 輸出プロジェクト室 mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省

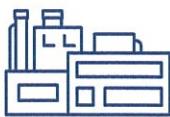
1 GFPコミュニティとは？



農林漁業者



生産者団体・グループ



食品メーカー



輸出商社・物流企業等

GFP 宣言・サイト登録

輸出診断・訪問診断

輸出プレイヤー・
輸出商品の見える化

プレイヤー間の
ネットワーク形成
(交流会)

共同プロジェクトの
企画・実行
(グローバル产地)

商談への橋渡し
(商品リクエストサービス、
ECサイトとの連携)

農林水産省

日本貿易振興機構(JETRO)

経済産業省

国税庁

自治体

ワンストップでの支援

オールジャパンでの支援

連携

- 輸出は、国内出荷と異なり、様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商流が存在し、個々のプレイヤーでは継続的な成果を出すのが困難です。
- こうした課題を乗り越えるため、個々のプレイヤーがビジネスパートナーを見つけ、商談への橋渡しを行うサイトを構築します。
- 併せて、これらのコミュニティでの取組みに対して、行政・JETRO等が一体となって、ワンストップの支援を提供します。

2 GFP登録事業者

農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者(生産者、食品加工メーカー、商社、物流企业、金融機関など)

3 サービス詳細

1

輸出診断・訪問診断

農林水産省がJETRO、輸出の専門家とともに、生産現場等に直接出向いて「輸出の可能性」を無料で診断します。

2

GFPコミュニティサイト

各登録者が、自分の商品やサービスをGFPサイトのマイページで発信したり、気になる事業者に直接コンタクトできます。

3

商品リクエスト

輸出商社等が現地ニーズに基づく「商品リクエスト」を発信し、生産者等との商談につなげるサービスです。

4

グローバル产地づくり推進事業

輸出先国のニーズと規制等に対応し、積極的に戦略を持って輸出への取組を行う产地形成を支援する事業です。

5

交流会・セミナーの開催

情報交換、交流、知識の習得を目的としたセミナー等、多様なイベントを開催します。

6

情報発信

会員限定メールの配信、FacebookでGFP関連の情報発信、GFP登録者の発信のシェア等を隨時行っております。

Facebookでも輸出診断の様子を紹介しています。



農林水産物・食品
輸出プロジェクト
Facebook



GFP サイトイメージ



検索ワードを入力してください



場所 長崎県
業種 宮崎県
品目 その他
(農林水産物・食品に限る)

2019.07.22 更新



場所 福島県
業種 加工食品・メーカー
品目 その他

2019.07.

興味がある
事業者の
ページをクリック



麺加工食品メーカー

業種 加工食品・メーカー 品目 麺製品
場所 福島県

この事業者にコンタクトする

この事業者に興味のある方は上記ボタンから。

生産者／企業情報

生産品目 総合製品／乾麺の日本そば（挽枝岐そば、曾津露葉）、うどん、そうめん、スパゲッティなど

輸出希望品目 総合製品／乾麺の日本そば（挽枝岐そば、曾津露葉）、うどん、そうめん、スパゲッティなど

従業員数 ~5人

5

農林水産省

GFP 農林水産物・食品
輸出プロジェクト

～画期的補助金登場！食品事業者向けの施設整備～

これまで支援のなかった、食品メーカー・流通事業者向けに、HACCP等の輸出に対応するための施設・機器整備の補助金を支援します。都道府県を通じての申請になりますので、まずは施設の所在する都道府県に早めに申し出ください。

<事業の内容>

(1) 支援対象となる取組

- ① 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
 - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C、ハラール等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
 見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とします。
- ② ①の事業と一緒に、その効果を高めるために必要なHACCP等の認証取得に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等を支援します。ただし、交付対象事業費の20%以内とします。
(海外バイヤー招へい等の販売促進費用は除く。)

(2) 事業実施主体（助成対象者）

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
(農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)

(3) 支援内容

- ・補助率 1/2 (補正・当初共通)
 - 1 事業申請あたりの交付金の上限 5億円、下限 5百万円とする。【補正】
 - 1 事業申請あたりの交付金の上限 3億円、下限 1千万円とする。【当初】
- ※複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を全体事業費とします。

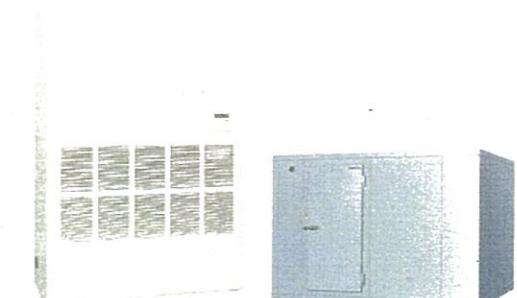
<事業の流れ>



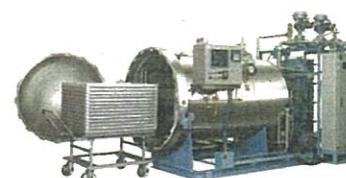
<事業イメージ>



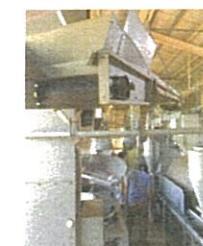
エアーシャワー等の衛生
管理設備の導入



温度管理を要する装
置・設備の導入



有害な微生物が產生する毒
素を安全なレベルまで取り除
<殺菌機の導入



有機食品の製造ライン
(茶葉→荒茶への製造ライン)

[お問い合わせ先]

食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
水産庁加工流通課 (03-3591-5613)

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備支援の概要（案）

【補正】食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業 68 億円

【当初】食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 15 億円

※予算決定までに変わる可能性がございます

令和元年 12月 20日
農林水産省輸出プロジェクト室

1 事業概要

輸出先のニーズに対応した HACCP 等※の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設、機器の整備に対して支援します（詳細は「5 交付の対象経費等」の項を参照）。

※ ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、

FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール、増産等も含む。

※ HACCP 等の対応は施設整備だけでなく、人的要素が重要なことに鑑み、人材育成と施設整備を一体的に行う必要がある。

2 趣旨

農林水産物・食品の輸出に当たっては、各国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、相手国の基準や海外ニーズに対応した施設及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律を制定し、日本の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところ。

こうした状況から、食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。）への対応及び ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、ハラール等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援する。

3 交付対象者の要件

- (ア) 交付先：都道府県等（都道府県又は、食料産業局長が認める団体）
(イ) 事業実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合、交付対象者に含む。
※ 個社支援的な補助事業とする。
※ 事業者規模を要件としない。

4 交付対象経費等

(ア) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。なお、見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

ただし、施設の新設については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、HACCP 等の認定取得を行う場合の経費から HACCP 等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

・対象施設の例

エアーシャワー等の衛生管理施設の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、有機食品等の輸出向け商品の製造ライン増設や殺菌機の導入などに要する経費を支援

(イ) 効果促進事業

HACCP 等の認証取得に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(ア) の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。

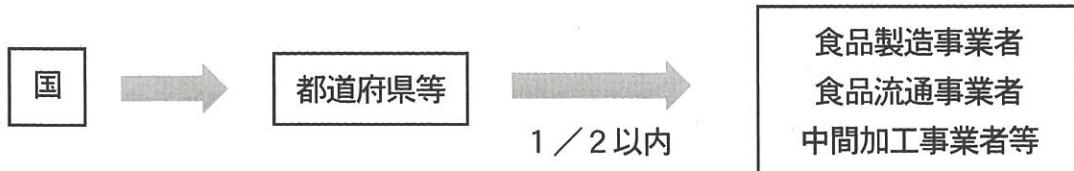
ただし、交付対象事業の全体事業費の 20%以内とする。（海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。）

5 支援内容

(ア) 補助率、上限額、下限額

- ・補助率については、1／2以内とする。
- ・ 1事業申請あたりの交付金の 上限 5 億円、下限 500 万円【補正】
上限 3 億円、下限 1,000 万円【当初】

※複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を全体事業費とする。



(イ) 都道府県等附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、対象事業費の10%以内（交付額の外数）を附帯事務費として補助する。交付率は定額（附帯事務費の1/2以内）。

6 成果目標

事業実施計画期間は5年とする。成果目標は、各事業実施主体が事業実施計画に記載した事業実施計画の最終年度における輸出の増加額とする。

7 事業の流れ

原則として、6次化交付金の流れに準拠する。

- ① 都道府県等は、食品製造事業者等に対して要望調査を実施。
- ② 食品製造事業者等は、実施計画書（案）を作成し、都道府県等に提出。
 - ・施設、機器を導入する都道府県に申請するものとする。
 - ・一事業者が2つ以上の施設・機器を整備し、かつ、それらがそれぞれ異なる都道府県に存在する場合は、導入する都道府県にそれぞれ別々に申請するものとする。
- ③ 都道府県等は、事業者からの実施計画書（案）を取りまとめ、採点を実施。
 - ※ 都道府県等の裁量で独自加算等が可能。
- ④ 都道府県等は、取りまとめた採点結果を本省（農政局等）に提出・協議する。
- ⑤ 本省（農政局等）は、都道府県等から提出された採点表を踏まえ、採択事業者を決定し、都道府県等に割当を実施。
- ⑥ 都道府県等は、採択事業者に対して実施計画書の提出を依頼。
 - ※ ②の実施計画書（案）と同じフォーマット。
- ⑦ 採択事業者は、都道府県等に対して実施計画書を提出。
- ⑧ 都道府県等は、提出された実施計画書を精査し、採択事業者に採択結果を通知。
- ⑨ 採択事業者は、交付申請書を都道府県等に提出。
- ⑩ 都道府県等は、採択事業者に対して交付決定を実施。
- ⑪ 交付後は、各都道府県等は、事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行うこととする。
 - ※ 都道府県を通じた間接補助事業、また、交付決定を地方農政局から行うこととする。

8 採択基準及び配分基準

(ア) 主な採択基準

- ・GFPに登録していること
- ・交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められるものから交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。
- ・その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと、 等

(イ) 主な評価項目

- ・輸出実績の有無

- ・取得済の輸出向け認証※の有無

※政府機関が定める輸入条件 (EU-HACCP 等)、 ISO22000、 JFS-C 等

- ・「農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)による輸出事業計画の認定又はGFPグローバル产地計画の承認の有無。

- ・輸出目標額

- ・輸出向け認証の取得目標の有無

※政府機関が定める輸入条件 (EU-HACCP 等)、 ISO22000、 JFS-C 等

- ・地域ポイント（地域の振興作物・產品など地域の実情を踏まえた取組となっているか） 等

9 留意事項

- ・本事業終了時において事業実施計画で取得予定としているHACCP等の認定・認証を取得していない事業者は、本事業終了後にあっても、事業実施計画に基づいてHACCP等の認定・認証を取得し、事業の目的が達成されるよう取り組まなければならない。
- ・事業実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家等の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要である。このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行った上で申請することとする。

10 今後のスケジュール

【補正】

2019年12月13日：閣議決定

2019年12月下旬：都道府県等にて要望調査

2020年1月末頃：農政局等より本省に提出

※都道府県等は、上記の締め切りまでに農政局等に提出すること。

2020年2月～：割当決定、事業実施計画の提出、交付決定等

【当初】

2019年12月上旬 : 事業内容の配布（★今回のもの）
事業者への声掛け、ニーズ調査等

2019年12月20日 : 概算決定

↓6次化交付金の日程と同じ（以下、参考）。

2020年2月上旬 : 都道府県等にて要望調査

2020年2月末頃 : 農政局等より本省に提出

※都道府県等は、上記の締め切りまでに農政局等に提出すること。

2020年4月～ : 割当決定、事業実施計画の提出、交付決定等

問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 輸出促進課（武藤、望月）

メール : makoto_muto710@maff.go.jp

: shinsuke_mochizuk590@maff.go.jp

TEL : 03-6744-7172

以上